

令和4年度 商店街等需要喚起緊急支援事業 実施商店街募集要領

事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うインバウンドの急減や外出自粛等の影響により、府内商店街はこれまでにない打撃を受け、風評被害の影響もあって来街者・売上が激減しています。府民の日常生活を支えるため奮闘している商店街は依然として厳しい状況にあり、大阪の経済・雇用および府民生活への大きな影響が不可避となっています。

このため、令和2年度に実施された国事業（GoTo商店街事業）に採択されたものの、感染症の再拡大等により中止等の影響を受けた府内商店街に対して、需要喚起を進めるとともに、人の流れと街の賑わいを創出し、大阪経済を再活性化するための事業を実施します。

1. 支援対象商店街（別紙1のとおり）

令和2年度の大阪府商店街感染症対策等支援事業のモデル商店街として、国「GoTo商店街」事業に採択されたものの、感染症の再拡大等により中止等の影響を被った商店街等組織のうち下記のいずれにも該当するもの

- (1) 安心して買物ができる商店街の浸透に向け、感染症対策の徹底に取り組むもの
- (2) 大阪経済の再活性化に向け、商店街等組織による需要喚起に取り組むもの

2. 支援額、対象経費

- (1) 支援額：1申請者あたり275万円以内（税抜き）※委託料等上限額
- (2) 対象経費：令和2年度GoTo商店街事業募集要領「2-8 対象経費」に準じる（別紙2のとおり）

3. スケジュール

令和4年	10月3日(月)	募集要領公表
	10月20日(木)	申請書提出期限
	10月下旬	実施商店街決定
	実施商店街決定日以降	本事業事務局との間で委託契約締結及び事業開始
令和5年	1月15日(日)	委託契約締結事業完了

4. 応募書類等

- (1) 応募書類：商店街等需要喚起緊急支援事業申請書（別添様式）
- (2) 提出期限：令和4年10月20日（木）必着
- (3) 提出方法：応募書類を電子メール又は郵送により提出
- (4) 提出先：6. 問い合わせ先に記載のメールアドレス又は住所
- (5) 応募上の留意事項
 - ア 応募書類については、審査のため、学識経験者や専門家等に配付します。
 - イ 提出された応募書類一式は返却しません。
 - ウ 申込に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。
 - エ 応募に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
 - オ 事業実施商店街決定後、本事業事務局と申請商店街等組織とで委託契約締結について協議します。
事務局との協議が成立しないときは、委託契約を締結しないことがあります。
また、協議により、企画内容・金額について変更が生じる場合があります。
- カ 本事業の実施にかかる経費については、令和2年度GoTo商店街事業募集要領「2-8 対象経費」を準用し

ますのでご参照ください。

キ 委託料は、原則、事業終了後に支払います。なお、事業実施前に概算払いを希望される場合は、申請書にその旨を記載ください。実施商店街決定後に協議します。

5. 書類審査

申請書の内容について、学識経験者や専門家等からの意見を聴取し、施策効果などを総合的に判断した上で、実施商店街を決定します。

審査は原則として提出書類により行いますが、必要に応じてヒアリング及び追加資料の提出を求めることがあります。

選考結果については、大阪府事業ウェブサイトに掲載するとともに、申請者あてに通知します。

大阪府事業ウェブサイト

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/shogyoshinko/juyoukanki.html>

6. 問い合わせ先

大阪府商店街等需要喚起緊急支援事業事務局（10:00～17:00 土曜日、日曜日および祝日を除く）

受託事業者 (株)産経アドス内「大阪府商店街等需要喚起緊急支援事業事務局」

住所 〒556-0017 大阪市浪速区湊町 2-1-57 難波サンケイビル

メールアドレス juyoukanki@osaka-shotengai-info.com

電話番号 06-6636-1036 FAX 番号 06-6636-1489